

税総合電算システムの標準準拠システム移行に関する情報

提供依頼（RFI）実施要領

令和 7 年 12 月

堺市 ICT イノベーション推進室

目次

1 情報提供依頼の目的.....	3
2 対象とする情報システムの条件.....	3
3 本市が求める情報.....	3
4 実施期間.....	4
(1) 参加表明期限	
(2) 質問提出期限	
(3) 質問への回答	
(4) 情報提供	
5 参加表明方法.....	4
6 質問方法.....	5
7 質問に対する回答.....	5
8 その他の留意事項.....	5

1 情報提供依頼の目的

国は「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和 6 年 12 月閣議決定）を策定し、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の取組により、地方公共団体が情報システムを個別に開発することによる人的・財政的負担を軽減し、地域の実情に即した住民サービスの向上に注力できるようにするとともに、新たなサービスの迅速な展開を可能とすることをめざすとしている。

本市では、それに則り、令和 5 年度に税業務標準準拠システム移行についての RFI を実施し、実施時点での標準準拠システムの情報を得た。

今回は、本市の標準化が、令和 7 年度から令和 10 年度の移行への状況が変化したことにより、新たに参加表明が期待できること、前回当時よりも標準準拠システムの開発が進み、当該情報システムが、さらに可視化可能、デモ等操作可能なものとしての情報が提供できることへの期待ができるこより、改めて RFI を実施するもの。

2 対象とする情報システムの条件

(1) 以下の税業務すべてを対象とする標準準拠システムであること

- ① 個人住民税
- ② 法人住民税
- ③ 固定資産税
- ④ 軽自動車税（種別割）
- ⑤ 収納管理
- ⑥ 滞納管理
- ⑦ 税務共通機能（課税・収納・滞納に関する共通処理）

(2) 以下の税業務すべてを対象とする情報システムを（1）と共に機能を共有し運用可能であること

- ① 事業所税
- ② 市たばこ税
- ③ 入湯税

(3) 当該システムにおいて、政令指定都市への導入実績を有すること、または、確定済の導入予定があること

(4) 「3 本市が求める情報」の提供が可能であること

(5) 継続的な保守・サポート体制に加え、障害対応やセキュリティインシデント対応の仕組みを有すること。

(6) 令和 11 年 1 月から稼働開始できること。

3 本市が求める情報

(1) 継続的に貸し出しを依頼するもの

- ① 本市税業務従事者が主要な税業務を遂行するために必要な、情報システムのオンライン画面展開がわかるもので、3か月以上の長期の貸し出しが可能であるもの。

- ※ （例）デモ機の貸し出し、操作画面を含む動画等
 - ② 本市税業務従事者が主要な税業務を遂行するために必要な、情報システムが出力する電子ファイル、印刷物がわかるもので、3か月以上の長期の貸し出しが可能であるもの。
 - ※ （例）csv、Office ファイル等、特殊なアプリを必要としない電子ファイル、PDF ファイル等
 - ③ 対象となる情報システムの設計図書の電子データ
 - ④ 対象となる情報システムのオンライン操作マニュアルの電子データ
 - ⑤ 対象となる情報システムの運用マニュアルの電子データ
 - ⑥ その他、運用に必要なドキュメント類の電子データ
- (2) 別添「ヒアリングシート」として依頼するもの

4 実施期間

- (1) 参加表明期限
令和7年12月12日（金）17:00まで
- (2) 質問提出期限
令和7年12月19日（金）17:00まで
- (3) 質問への回答
令和7年12月26日（金）を目途に本市から回答
- (4) 情報提供
 - ① 繙続的に貸し出しを依頼するもの
参加表明後、令和8年6月30日（火）までの間の3か月間以上
 - ② 別添「ヒアリングシート」として依頼するもの
参加表明後、令和8年3月27日（金）まで

5 参加表明方法

- (1) 本件への参加申請については、以下のとおり、参加表明を電子メールにてご連絡ください。また、メール送付後、到着確認のため、本市へ電話をお願いします。
 - ① 電子メールの宛先：inosui@city.sakai.lg.jp
 - ② 表題：【税業務標準準拠システム移行 RFI 参加表明】（参加者名）
 - ③ 電子メールで送付する情報：「情報提供依頼 回答書」、「秘密保持誓約書」、その他申し出が必要な情報
 - ④ 到着確認電話連絡先：072-228-7264
 - ⑤ 当情報提供依頼により提供いただくことに際して、秘密保持契約の締結が必要な場合は申し出てください。秘密保持契約の内容が本市規定のルールに反する場合は、契約を締結できない場合があります。
- (2) 当情報提供依頼で指定している提出様式については、今後分析等に活用するため、PDF等への変換

- を行わず、そのままの様式でご提出ください。なお、様式以外で提出いただく資料（例：パッケージシステムの商品パンフレット）については、PDF 等編集のできないデータ形式で提出いただいても問題ありません。
- (3) メールで受信できる添付ファイルの容量に制限（10MB）があるため、制限を超える場合は複数回に分けてお送りください。それでもお送りいただけない場合はご相談ください。
- (4) 参加表明後に辞退する場合は、同様の方法で必ず連絡を行ってください。

6 質問方法

- (1) 「質問票」に、必要事項を記載の上、以下のとおり、メールにてご連絡ください。また、メール送付後、到着確認のため、本市へ電話をお願いします。
- ① 電子メールの宛先 : inosui@city.sakai.lg.jp
② 表題 : 【税業務標準準拠システム移行 RFI 質問】(参加者名)
③ 到着確認電話連絡先 : 072-228-7264

7 質問に対する回答

- (1) 情報提供への参加を表明した全ての者へ電子メールにより回答します。

8 その他の留意事項

- (1) 情報提供資料等の提出書類は返却しません。
- (2) 情報提供に要する経費は全て提供者の負担とします。
- (3) 情報提供したことにより、将来の調達や契約を保証するものではありません。また、情報提供に参加しないことにより、将来の調達や契約において不利になることはありません。
- (4) 情報提供によりいただいた資料等については、当該目的のために本市関係者のみが利用するものとします。
- (5) 情報提供内容に対し、後日問い合わせ等を行う場合がありますので、その際はご協力願います。
- (6) この RFI に記載された内容は、すべて令和 7 年 1 月現在で本市 ICT イノベーション推進室が想定している限りの情報等に基づくものであり、本市の現状等の事実関係について、正確性を保証するものではありません。
- (7) この RFI は、税業務の標準準拠システム移行に関する情報の提供を依頼するものであり、今後のスケジュールを含め、事業の実施そのものについても、保証をするものではありません。

- (8) 本依頼に関する問い合わせ先

〒590-0078
堺市堺区南瓦町 3 番 1 号（本館 9 階）
堺市 ICT イノベーション推進室（担当 菊池、田中）
TEL : 072-228-7264